

採用計画の樹立について

新規学校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものであり、それが適切に行われるかどうかによって、学生の将来を左右することにもなります。

無秩序な求人活動は、健全な学校教育の妨げとなるばかりでなく、学生の適正な職業選択を阻害することにもなります。

今般、採用内定取消しの防止のための取組みを強化するため、職業安定法施行規則が改正され、**ハローワークによる内定取消事案の一元的把握、事業主がハローワークに通知すべき事項の明確化**を定めることにより、企業に対する指導など内定取消し事案への迅速な対応を図るとともに、**採用内定取消しの内容が厚生労働大臣の定める場合に該当するときは、学生生徒等の適切な職業選択に資するため、その内容を公表**することができることとなりました。（平成21年1月19日 改正職業安定法施行規則の公布・施行）

事業主の皆様には、この改正の趣旨等を御理解いただき、適正な採用計画の下、募集・採用活動を進めていただくとともに、求人募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し等の事態が生じないよう、適格な採用計画に基づいた採用内定を行うようお願いいたします。



ハローワークによる内定取消し事案等の一元的把握

（職業安定法施行規則第35条第2項）

新規学校卒業者の募集の中止・募集人員の削減・採用内定取消し・入職時期繰下げを行おうとする事業主は、あらかじめハローワーク及び施設の長^(注)に通知することが必要となります。

（注）職業安定法第27条に基づきハローワークの業務の一部を分担する学校の長又は同法第33条の2に基づき無料の職業紹介事業を行う学校等の長

事業主がハローワーク等に通知すべき事項の明確化

（職業安定法施行規則第35条第2項）

新規学校卒業者の募集の中止・募集人員の削減・採用内定取消し・入職時期繰下げを行おうとする事業主は、職業安定局長が定める様式^(注)により、ハローワーク及び施設の長に通知することが必要となります。

（注）各様式は愛知労働局ホームページ（<http://aichi-roudoukyoku.jstse.mhlw.go.jp/>）の「法令様式集」をクリックし、「様式集」の「職業安定関係」から取り出すことができます。（次ページ参照）

採用内定取消しを行った企業名の公表

（職業安定法施行規則第17条の4）

厚生労働大臣は、採用内定取消しの内容が、厚生労働大臣が定める場合に該当するときは、学生生徒等の適切な職業選択に資するよう学生生徒等に情報提供するため、その内容を公表することができることとなります。

【厚生労働大臣が定める場合】

（職業安定法施行規則第17条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合（平成21年厚生労働省告示第5号））

採用内定取消しの内容が、次のいずれかに該当する場合。

（ただし、倒産により翌年度の新規学校卒業者の募集・採用が行われないことが確実な場合を除く。）

- ① 2年度以上連続して行われたもの
- ② 同一年度内において10名以上の者に対して行われたもの
（内定取消しの対象となった新規学校卒業者の安定した雇用を確保するための措置を講じ、これらの者の安定した雇用を速やかに確保した場合を除く。）
- ③ 生産量その他事業活動を示す最近の指標、雇用者数その他雇用量を示す最近の指標等にかんがみ、事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないときに、行われたもの
- ④ 次のいずれかに該当する事実が確認されたもの
 - ・ 内定取消しの対象となった新規学校卒業者に対して、内定取消しを行わざるを得ない理由について十分な説明を行わなかったとき。
 - ・ 内定取消しの対象となった新規学校卒業者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったとき。

様式18

新規学校卒業者に係る募集の中止・募集人員の削減通知書

1 事業所の概要

① 事業内容										
② 従業員数	[当該事業所]	人	:	[企業全体]	人					
③ 資本金	億	万円								
④ 他の事業所の所在地等										
⑤ 連絡先	[人事担当者職氏名]	[TEL]	[FAX]							

2 募集の中止・募集人員の削減の状況

区分	合計	中学	高校	大学等						能開
				合計	大学	短大	高専	専修	能開	
当初の募集人員										
変更後の募集人員										

注1:能開とは、公共職業能力開発施設等をいう。
 2:求人申込みを学校等に対して行っている場合は、当該学校等のリストを添付すること。

職業安定法施行規則第35条第2項の規定により、上記のとおり通知します。

平成 年 月 日

事業所名

住所

代表者氏名

(代表者氏名については、氏名押印又は自筆による署名で記入すること。)

印

(公共職業安定所長
 学校長) 殿

※大学等新卒者の募集人員の削減に係る通知は、当初の募集人員の合計より30人以上かつ3割以上削減する場合のみ報告してください。

様式19

新規学校卒業者の採用内定取消し通知書

1 事業所の概要

① 事業内容										
② 従業員数	[当該事業所]	人	:	[企業全体]	人					
③ 資本金	億	万円								
④ 他の事業所の所在地等										
⑤ 連絡先	[人事担当者職氏名]	[TEL]	[FAX]							

2 採用内定取消しの状況

区分	合計	中学	高校	大学等						能開
				合計	大学	短大	高専	専修	能開	
⑥ 内定者数	計									
	男									
	女									
⑦ 内定年月日										
⑧ 取消し者数	計									
	男									
	女									
⑨ 取消し年月日										

⑩ 採用内定の事実関係										
⑪ 内定取消しを実施しなければならぬ理由										
⑫ 内定取消しの回避のために検討された事項										

様式20

新規学校卒業者の入職時期繰下げ通知書

1 事業所の概要

① 事業内容										
② 従業員数	[当該事業所]	人	:	[企業全体]	人					
③ 資本金	億	万円								
④ 他の事業所の所在地等										
⑤ 連絡先	[人事担当者職氏名]	[TEL]	[FAX]							

2 入職時期繰下げの状況

区分	合計	中学	高校	大学等						能開
				合計	大学	短大	高専	専修	能開	
⑥ 内定者数	計									
	男									
	女									
⑦ 当初入職時期										

⑧ 繰下げ者数	計									
	男									
	女									
⑨ 入職予定日										

⑩ 入職時期繰下げを行わなければならない理由										
⑪ 入職時期繰下げの回避のために検討された事項										
⑫ 入職時期繰下げの対象となる学生生徒に対する説明状況及び支援内容										

注:能開とは、公共職業能力開発施設等をいう。

職業安定法施行規則第35条第2項の規定により、上記のとおり通知します。

平成 年 月 日

事業所名

住所

代表者氏名

(代表者氏名については、氏名押印又は自筆による署名で記入すること。)

印

(公共職業安定所長
 学校長) 殿

職業安定法施行規則第35条第2項の規定により、上記のとおり通知します。

平成 年 月 日

事業所名

住所

代表者氏名

(代表者氏名については、氏名押印又は自筆による署名で記入すること。)

印

(公共職業安定所長
 学校長) 殿

⑬ 内定取消しに関する学生生徒への説明状況

⑭ 内定取消しの対象となる学生生徒に対する支援内容

⑮ 前年度における採用内定取消しの状況
 前年度において、新規学校卒業者の採用内定取消しを行った ・ 行っていない (該当するものに○を付す。)

注:能開とは、公共職業能力開発施設等をいう。

職業安定法施行規則第35条第2項の規定により、上記のとおり通知します。

平成 年 月 日

事業所名

住所

代表者氏名

(代表者氏名については、氏名押印又は自筆による署名で記入すること。)

印

(公共職業安定所長
 学校長) 殿